



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 26 日 (金)
号外第 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	
	(2) (産業技術センター) ······	3
	鳥取県漁船法施行細則等の一部を改正する規則 (3) (水産課) ······	10

＝＝＝公布された規則のあらまし＝＝＝

◇鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の利用に供するため産業技術センターに新たに導入した機器の設備使用料を定める。

2 規則の概要

- (1) 産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の機器に係る使用料を加える。

区分	単位	金額
測定機械	形状測定顕微鏡	1時間につき 600円
加工機械	過熱水蒸気加工試験機	1時間につき 100円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県漁船法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県漁船法施行細則の一部改正

漁船法に基づき登録を受けた漁船及びその登録票の検認業務を、知事の指定する者（以下「指定検認機関」という。）に行わせるため、その指定に係る申請書の様式を定める等、指定検認機関の指定手続に関する規定を整備する。

- (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

(1)に伴い、当該事務の決裁区分に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県漁船法施行細則の一部改正

ア 指定検認機関に係る次の手続に必要な様式等を定める。

(ア) 指定の申請及び指定の更新の申請

(イ) 名称等の変更の届出

(ウ) 業務規程の認可申請及び変更認可申請

イ 漁船登録申請書の添付書類のうち、漁船の建造許可等に係る認定通知書を廃止する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

- (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

指定検認機関の指定等に関する事務について、次のとおり新たに事務処理権限の区分を加えるほか、所要の改正を行う。

区分	決裁権者
指定検認機関の指定、指定の更新、業務規程の認可、業務規程の変更命令、解任命令、適合命令、指定の取消等	農林水産部長専決

(3) 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第2号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、センター長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた条例第1条の規定により設置された鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の長をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用時間を変更することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>開放施設等の利用内容等から利用時間の変更をすることがやむを得ないとき。</u></p> <p>(2) <u>開放施設等を含むセンターの施設及び設備の保守点検を行うとき。</u></p> <p>(3) <u>その他センターの管理上やむを得ないと認めるととき。</u></p>	<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p><u>3 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）には、第1項第2号に掲げる施設及び設備は利用させないものとする。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>2 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日には、前項第2号に掲げる施設及び設備は利用させないものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書をセンター長に提出しなければならない。</p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に定める期間前においても、第1項の申込書を提出することができます。する。</u></p>	
<p>(1) 国、地方公共団体その他の公共的団体が利用しようとするとき。</p>	
<p>(2) その他公益性を有すると認められる事業のための利用で、センター長が特に必要と認めるとき。</p>	
<p>(利用の通知等)</p>	<p>(利用の通知等)</p>
<p>第4条 センター長は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。</p>	<p>第4条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。</p>
<p>2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センター長の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。</p>	<p>2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、知事の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。</p>
<p>(利用許可の変更)</p>	<p>(利用許可の変更)</p>
<p>第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書をセンター長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>	<p>第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p>
<p>(利用の辞退の届出)</p>	<p>(利用の辞退の届出)</p>
<p>第6条 利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書をセンター長に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 利用者は、開放施設等の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(行為の制限等)</p>	<p>(行為の制限等)</p>

<p>第7条 センターにおいては、<u>次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>動物及び危険物を持ち込むこと。</u></p> <p>(5) <u>鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に規定する音量以上の騒音を発生させること。</u></p> <p>(6) <u>立入禁止の表示区域内に立ち入ること。</u></p> <p>(7) <u>開放施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。</u></p> <p>(8) <u>センター内の備品又は展示物を外部に持ち出すこと。</u></p> <p>(9) <u>休日又は利用時間以外の時間に許可なく敷地内に侵入すること。</u></p> <p>2 センター長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、開放施設等の利用を拒むことができる。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 センター長は、センターの適正な管理を図るために必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(施設設備等の滅失の届出)</p> <p>第9条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を<u>センター長</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(利用の終了の届出)</p> <p>第10条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を<u>センター長</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(分析等の依頼)</p> <p>第11条 センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、様式第5号による分析等依頼書に必要な供試物件を添え、<u>センター長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(職員の派遣の依頼)</p> <p>第12条 分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第6号による職員派遣依頼書を前条の分析等依頼書に添え、<u>センター長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）においては、<u>次の行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、開放施設等の利用を拒むことができる。</p> <p>(指示)</p> <p>第8条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(施設設備等の滅失の届出)</p> <p>第9条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を<u>知事</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(利用の終了の届出)</p> <p>第10条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を<u>知事</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(分析等の依頼)</p> <p>第11条 センターに分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、様式第5号による分析等依頼書に必要な供試物件を添え、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(職員の派遣の依頼)</p> <p>第12条 分析等のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第6号による職員派遣依頼書を前条の分析等依頼書に添え、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>
--	--

(供試物件) 第13条 略 2 略 3 <u>センター長</u> は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。	(供試物件) 第13条 略 2 略 3 <u>知事</u> は、分析等のために必要があるときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。
(分析等の結果) 第14条 <u>センター長</u> は、分析等を終えたときは、その結果を様式第7号による分析等成績書により依頼者に通知するものとする。	(分析等の結果) 第14条 <u>知事</u> は、分析等を終えたときは、その結果を様式第7号による分析等成績書により依頼者に通知する。
(加工等の依頼) 第15条 センターに加工、写真、デザイン又は研究(以下「加工等」という。)を依頼しようとする者は、様式第8号による加工等依頼書に必要に応じてその原料を添え、 <u>センター長</u> に提出しなければならない。	(加工等の依頼) 第15条 センターに加工、写真、デザイン又は研究(以下「加工等」という。)を依頼しようとする者は、様式第8号による加工等依頼書に必要に応じてその原料を添え、 <u>知事</u> に提出しなければならない。
(分析等の拒否) 第16条 <u>センター長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。 (1) 略 (2) その他 <u>センター長</u> が必要があると認めるとき。	(分析等の拒否) 第16条 <u>知事</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。 (1) 略 (2) その他 <u>知事</u> が必要があると認めるとき。
(使用料又は手数料の減免) 第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他 <u>センター長</u> が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で開放施設等を利用するとき。 (5)及び(6) 略 (7) その他 <u>センター長</u> が特に必要があると認めるとき。 <u>2 前項の場合において、減免の対象となる開放施設等、免除又は減額の別及び減額後の額は、センター長が鳥取県産業技術センターの利用及び管理に関する事務取扱要領又は鳥取県産業技術センター起業化支援室等の利用及び管理に関する事務取扱要領で定めるところによる。</u>	(使用料又は手数料の減免) 第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他 <u>知事</u> が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で開放施設等を利用するとき。 (5)及び(6) 略 (7) その他 <u>知事</u> が特に必要があると認めるとき。 <u>2 条例第6条の規定により使用料又は手数料の減免</u>

を受けようとする者は、様式第9号による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。

(既納の使用料又は手数料)

第19条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

別表（第17条関係）

区分		単位	金額
略			
3 測定機械	略		
	工具破損記録計	1時間 につき	40円
4 加工機械	略		
	真空凍結乾燥機	1時間 につき	170円
		過熱水蒸気加工 試験機	1時間 につき
			100円

備考 略

様式第1号（第3条関係）

鳥取県産業技術センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住 所
氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の
氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したいの

を受けようとする者は、様式第9号による減免申請書を知事に提出しなければならない。

(既納の使用料又は手数料)

第19条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない理由により開放施設等を利用できなくなったときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第17条関係）

区分		単位	金額
略			
3 測定機械	略		
	工具破損記録計	1時間 につき	40円
4 加工機械	略		
	真空凍結乾燥機	1時間 につき	170円
		過熱水蒸気加工 試験機	1時間 につき
			100円

備考 略

様式第1号（第3条関係）

鳥取県産業技術センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住 所
氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の
氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したいの

で、申し込みます。

略

添付書類 センター長が別に定める書類

で、申し込みます。

略

添付資料 知事が別に定める書類

様式第1号の1 (第4条関係)

搬入機器等説明書

氏名 (団体等にあっては、名称及び
代表者の氏名)

区分	品名	個数	電気・ガス等 の仕様
機械			
器具類			
その他 (薬品等)			
使用期間	年 月 日から		年 月 日
	まで		

様式第9号 (第18条関係)

鳥取県産業技術センター使用料 (手数料) 減免申
請書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号
住 所
申請書 氏 名 ㊞
(団体にあっては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの使用料 (手数
料) を減免してくださるよう申請します。

略

注 略

様式第9号 (第19条関係)

鳥取県産業技術センター使用料 (手数料) 減免申
請書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号
住 所
申請書 氏 名 ㊞
(団体にあっては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの使用料 (手数
料) を減免して下さるよう申請します。

略

注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁船法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第3号

鳥取県漁船法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条）
第2章 漁船の建造調整（第3条—第7条）	第2章 漁船の建造調整（第2条—第7条）
第3章 漁船の登録（第8条—第16条）	第3章 漁船の登録（第8条—第17条）
第4章 指定検認機関（第17条—第20条）	
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(趣旨)	
第1条 この規則は、漁船法（昭和25年法律第178号。以下「法」という。）及び漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
(用語)	(用語)
第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。	第1条 この細則で「法」とは漁船法（昭和25年法律第178号）を「規則」とは漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）をいう。
第2章 漁船の建造調整	第2章 漁船の建造調整

(建造、改造及び転用許可申請の手続)	(建造、改造及び転用許可申請の手続)
<p><u>第3条</u> 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、<u>省令</u>第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁船が鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し</p> <p>(3) 漁船が鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</p>	<p><u>第2条</u> 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、<u>規則</u>第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁船が鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年<u>9月</u>鳥取県規則第46号）第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し</p> <p>(3) 漁船が鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年<u>9月</u>鳥取県規則第47号）第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</p>
<u>第4条</u> 略	<u>第3条</u> 略
<p><u>第5条</u> 法第4条第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、<u>省令</u>第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。</p> <p>(建造、改造、転用及び変更許可)</p>	<p><u>第4条</u> 法第4条第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、<u>規則</u>第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。</p> <p>(建造、改造、転用及び変更許可)</p>
<p><u>第6条</u> 法第4条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事（<u>鳥取県事務処理権限規則</u>（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織規則</u>（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された水産振興局水産課の長又は<u>鳥取県水産事務所設置条例</u>（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。<u>以下同じ。</u>）が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。</p> <p>2 略</p>	<p><u>第5条</u> 法第4条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。</p> <p>2 略</p>
(認定の手続)	(認定の手続)

第7条 略	第7条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 知事は <u>その</u> 許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を <u>交付する</u> ものとする。	4 知事は <u>その</u> 許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による認定をしたときは、 <u>その職員</u> に当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を <u>交付させる</u> ものとする。
第9条 法第10条第2項の申請書には、 <u>省令</u> 第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか <u>次に掲げる</u> 書類を添付しなければならない。 (1)及び(2) 略	第9条 法第10条第2項の申請書には、 <u>規則</u> 第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか <u>次の</u> 書類を添付しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 法第4条第1項第3号に該当して同条の規定により知事の許可を受けた動力漁船又は同条第2項の規定により知事の許可を受けた動力漁船にあっては、第7条第4項の認定通知書の写し</u>
2 <u>省令</u> 第9条第4項の登録票を返納したことを証する <u>書面</u> は、抹消した漁船の登録謄本とする。	2 <u>規則</u> 第9条第4項の規定による登録票を返納したことを証する <u>書面</u> とは、抹消した漁船の登録謄本とする。
(登録票再交付申請の手続)	(登録票再交付申請の手続)
第12条 <u>省令</u> 第11条第1項の規定による登録票の再交付を受けようとする者は、 <u>様式第13号</u> による申請書を提出しなければならない。	第12条 <u>規則</u> 第11条第1項の規定による登録票の再交付を受けようとする者は <u>様式第13号</u> による申請書を提出しなければならない。
(検認の手続)	(検認の手続)
第13条 <u>省令</u> 第11条の2第2項の規定による届出は、 <u>様式第14号</u> による検認届出書を知事（ <u>指定検認機関</u> が検認を行う場合にあっては、 <u>指定検認機関</u> 。以下この条において同じ。）に提出して行うものとする。	第13条 <u>規則</u> 第11条の2第2項の規定による届出は、 <u>様式第14号</u> による検認届出書を知事に提出して行うものとする。
2～4 略	2～4 略
第16条 略	第16条 略
<u>第4章 指定検認機関</u>	
<u>(指定検認機関の申請の手続)</u>	
第17条 法第14条第1項の規定により指定検認機関の指定を受けようとする者は、 <u>様式第19号</u> による申請書に、 <u>省令</u> 第35条各号に掲げる書類のほか <u>次に掲げる</u> 書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) <u>申請者が法人であるとき</u> ア <u>申請の日の属する事業年度（以下「申請事業年度」という。）の2事業年度前及び3事業年度前の事業年度における財産目録及び貸借対照表並びに申請事業年度の前3事業年度における</u>	

損益計算書その他の法人の財務の状況を明らかに
にすることができる書類

イ 申請事業年度の前3事業年度における事業報告書
その他の法人の業務の内容を明らかにする
ことができる書類

- (2) 申請者が法人以外のものであるとき 前号に掲げる書類に類するものとして知事が認める書類
- (3) 検認を実施する者が省令第26条各号のいずれかの条件に該当することを証する書類

(指定検認機関の変更の届出の手続)

第18条 法第47条において準用する法第32条第2項の規定による指定検認機関の名称若しくは住所又は検認の業務を行う事務所の所在地の変更の届出は、様式第20号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、当該変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(指定の更新の手続)

第19条 法第47条において準用する法第33条第1項の規定による指定検認機関の指定の更新を受けようとする者は、様式第19号による申請書に、省令第39条において準用する省令第35条各号に掲げる書類のほか、第17条各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(業務規程の認可申請の手続)

第20条 法第47条において準用する法第37条第1項前段の規定による業務規程の認可を受けようとする者は様式第21号による申請書を、法第47条において準用する法第37条第1項後段の規定による変更の認可を受けようとする者は様式第22号による申請書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第18号（第15条関係）

様式第18号（第15条関係）

漁船登録票不返納届

漁船登録票不返納届

<p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者 住所 氏名又は名称 ㊞</p> <p>交付を受けました漁船登録票が返納できませんので、<u>下記</u>のとおり届け出ます。</p> <p>記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">略</div> <p>注 略</p>	<p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>届出者 住所 氏名又は名称 ㊞</p> <p>交付を受けました漁船登録票が<u>滅失</u>（沈没又は行方不明）のため返納できませんので<u>下記</u>のとおり届け出ます。</p> <p>記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">略</div>
<p><u>様式第19号</u>（第17条、第19条関係）</p> <p>指定検認機関指定（更新）申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>住所 申請者 氏名又は名称 ㊞</p> <p>漁船法第14条第1項（漁船法第47条において準用する同法第33条第1項）の規定により、指定検認機関の指定（指定の更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
<p><u>様式第20号</u>（第18条関係）</p> <p>指定検認機関の名称等の変更届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>住所 届出者</p>	

氏名又は名称

印

指定検認機関の名称（住所・検認の業務を行う事務所の所在地）を変更するので、漁船法第47条において準用する同法第32条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更に係る事項	変更前	変更後

様式第21号（第20条関係）

指定検認機関業務規程認可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者

氏名又は名称

印

指定検認機関の業務規程を定めたので、漁船法第47条において準用する同法第37条第1項前段の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類 業務規程

様式第22号（第20条関係）

指定検認機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者

氏名又は名称

印

指定検認機関の業務規程を変更したいので、漁船法第47条において準用する同法第37条第1項後段の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更に係る事項	変更前	変更後

添付書類

変更後の業務規程

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後								改 正 前							
別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 人権局及び外洋漁業局の権別事務に係る事務処理権限								別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 人権局及び外洋漁業局の権別事務に係る事務処理権限							
所 属 名 称	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地 方 機 関 の 長 の 名 称	事務処理権限の区分					
			知事	専 決 権 者	委任状持者	地方機 関の長	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長
略								略							
水産課	一 略														
	二 漁船法 昭和25年 法第178号に基づく知事の権限に属する事務	1~7 略 同法第14条第1項の規定による指定検証機関の指定	○												
	8 略														
	9 略														
	10 略														
	11 略														
	12 同法第47条による適用する同法第37条第1項の規定による指任機関の指定の更新		○												
	13 同法第47条による適用する同法第37条第1項の規定による指任機関の業務開設の認可		○												
	14 同法第47条による適用する同法第37条第3項の規定による指任機関の業務開設の変更命令		○												
	15 同法第47条による適用する同法第11条の規定による解任命令		○												
	16 同法第47条による適用する同法第3条の規定による適合命令		○												
	17 同法第47条による適用する同法第4		○												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。